

委第2号議案

ふじみ野市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及びふじみ野市議会会議規則（平成17年ふじみ野市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和2年12月8日

提出者      ふじみ野市議会運営委員会  
                 委員長 小高時男

ふじみ野市議会  
議長 小林憲人様

提案理由

政治倫理基準を追加するため、ふじみ野市議会議員政治倫理条例の一部を改正したいので、この案を提出するものです。

ふじみ野市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

ふじみ野市議会議員政治倫理条例（平成30年ふじみ野市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 事実に基づかない発言及び情報発信をしないこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。